

令和5年

春

の全国交通安全運動

5月11日(木)～5月20日(土)

ルールを守って思いやり運転

サブ
スローガン

あんぜんは

いのちをまもる

だいい歩



年間
スローガン

急いでる

焦る気持ちが

事故を呼ぶ

令和4年度JA共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
桐生市立広沢中学校 (入賞当時1年生) 井野 燈 さんの作品

運動
重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5月20日(土)は交通事故死ゼロを目指す日

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会
(事務局 群馬県 県土整備部 道路管理課 交通安全対策室)

交通ルールを守って
つながる笑顔

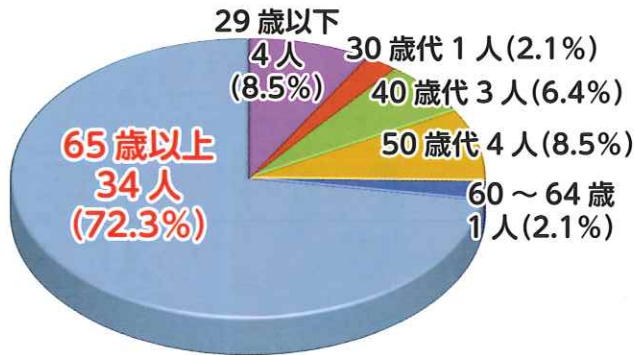


自動車税は、5月31日(水)までに納めましょう

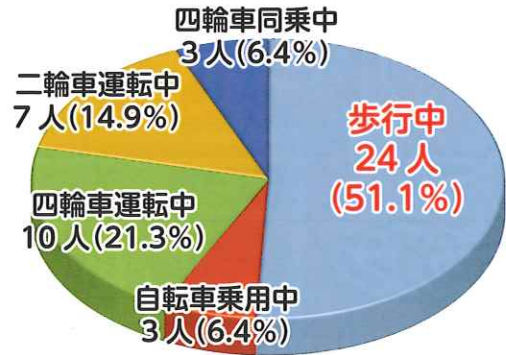
群馬県内の交通事故発生状況 (令和4年中)

区分	令和4年	令和3年	増減数	増減率
人身事故発生件数	9,803	10,007	-204	-2.0%
死者数	47	50	-3	-6.0%
負傷者数	12,072	12,308	-236	-1.9%

死者の年齢構成



死者の状態別



改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日中央交通安全対策協議会交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

【車の仲間】である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (警察庁資料より)



最近、こんな経験ありませんか?

周りが見えづらくなった

身体の動きが鈍くなった

物忘れが多くなった

高齢ドライバーの方、家族の方、運転に不安を感じたらお電話ください。

安全運転相談ダイヤル

8 0 8 0

シャープ ハ レ バ レ

群馬県警察 「交通安全動画」はこちら。



感染対策を徹底しよう!
マスクの着用・手指消毒・ゼロ密・換気

